

## 難聴児補聴器購入費助成事業の基準額

### 購入にかかる費用の上限額

補聴器の種類	1台当たりの基準額（円）	耐用年数
高度難聴用ポケット型	44,000円	5年
高度難聴用耳かけ型	46,400円	
重度難聴用ポケット型	59,000円	
重度難聴用耳かけ型	71,200円	
耳あな型（レディメイド）	92,000円	
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	
骨導式ポケット型	74,100円	
骨導式眼鏡型	126,900円	

### 備考

- 1 1台当たりの基準額の100分の106に相当する額を上限額とする。
- 2 基準額は、電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については、補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められない。
- 3 身体の障がいの状況により、イヤモールド、平面レンズ、矯正用レンズ、遮光矯正用レンズ又は重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン若しくはワイヤレスマイクを必要とする場合は、厚生労働省告示に基づき算定した額の範囲内で必要な額を上限額に加算すること。
- 4 ダンパー入りフックとした場合は、250円を基準額に加算すること。
- 5 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を上限額に加算すること。
- 6 厚生労働省告示にないものについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による補装具費支給制度における特例補装具費の取扱いに準じるものとする。